

## 神戸学院大学大学院支給奨学金の提出書類について

申請には下記の書類が必要です。書類が揃わない場合は受付できません。

**※②～⑥の書類を申請フォーム「ガクシー」にアップロードする際、見切れないよう注意してください。**

全員提出	①	神戸学院大学大学院支給奨学金申請フォーム
	②	学業成績証明書
	③	本人の収入を証明する書類
	④	父母等の所得証明書
	⑤	父母等の収入を証明する書類
該当者のみ提出	⑥	その他の証明書類

### ②学業成績証明書

修士課程、博士後期課程および博士課程の1年次生は、それぞれ卒業大学、修了大学院の学業成績証明書を、修士課程2年次生、博士後期課程2・3年次生および博士課程の2年次生以上は前年度までの学業成績証明書を提出してください。(博士後期課程2・3年次生、博士課程2年次生以上で現課程の成績が出ない場合は、修士課程の学業成績証明書を提出してください)。

### ③本人の収入を証明する書類

申請者本人にアルバイト収入等がある場合、収入金額を証明できる書類(源泉徴収票・年収見込証明書・月収証明書等)を提出してください。

### ④父母等の令和7年度 所得証明書 ※市区町村役場発行(発行日が申請日より3カ月以内のもの)

- 家計支持者分(父母等※)の所得証明書を提出してください。  
※両親がいる場合は父母(2名)分、片親の場合は父もしくは母の所得証明書が必要です。  
※婚姻等で父母とは別の生計である場合は学生本人と配偶者が家計支持者となります。
- 専業主婦、年金受給者等、無職の場合でも、所得証明書を提出してください。
- 所得証明書の名称・書式は各地方自治体によって異なります。(例:市町村民税・県民税課税証明書など)
- 税務署発行の納税証明書では受付できません。
- 出願時点で最新のものを提出してください。

### ⑤父母等の収入を証明する書類 ※下表に該当する書類をすべてアップロードしてください。

- 収入の有無に関わらず、家計支持者(父母等)の該当する書類を提出してください。(所得証明書では令和7年に所得がないことを確認することができないため、所得のない方は「収入に関する事情書」(様式B)を提出してください)。
- 複数収入がある場合は、収入区分別に該当するすべての書類の提出が必要です。
- 提出書類によりほかの収入があることが確認できた場合、「ガクシー」のチャット機能を用い、確認の連絡をいたします。  
必ずすぐに回答をお願いします。期日までに回答がない場合は不備書類として申請を取り消す可能性があります。

収入区分	対象	提出書類	受付不可書類
給与所得	会社員・アルバイト・パート	源泉徴収票 令和7年分 ※複数ある場合は、全て提出	・特別徴収税の決定通知書
	2025年1月2日以降に 就職・転職された方	「年収見込証明書」(別添の様式A) ※提出できない場合は最新3カ月の給与明細書。賞与の有無も確認します。	
	退職する方	退職証明書	-
	退職された方	退職証明書・離職票・廃業届受理証明・雇用保険受給者資格証(第1面～第4面全て) のうちいずれか一つ	
商業 工業 林業 水産業 農業 自由業 サービス業 配当 不動産 雑所得等	確定申告をしている場合(紙)	①令和7年分確定申告書(第一表および第二表)の控え ②納税証明書(その2)	・青色申告決算書
	確定申告をしている場合(e-Tax)	受付日時等が印字された確定申告書もしくは申告内容確認票の第一表および第二表 ※印字がない場合は受付完了メールも提出してください。	
	確定申告をしていない場合	令和7年分市区町村民税・県民税申告書の控え	
	2025年1月2日以降に開業等 された場合(開業後1年未満)	2025年1月～12月の月ごとの収入金額、売上原価、必要経費(経費項目ごとの金額とその合計)が明示された書類(様式自由) ※事業所名、開業年月日、作成者の住所、署名・押印、作成年月日必要	-

収入区分	対象	提出書類	受付不可書類
年金	国民年金・厚生年金・企業年金を受け取っている方	公的年金の源泉徴収票令和7年分もしくは支給通知書（一番新しい金額記載のハガキ） ※複数の年金がある場合は、全て提出	-
	障害年金を受給中の方	年金決定通知書・年金額改定通知書・年金振込通知書のうちいずれか一つ	
	遺族年金受給中の方		
傷病手当金	傷病手当金を受給中の方	最新1か月の傷病手当金通知書	-
失業中	雇用保険受給中の方	雇用保険受給者資格証（第1面～第4面全て）	-
	雇用保険申請中の方	退職証明書 もしくは 解雇通知書	
	父母いずれか（もしくは両方）で年度途中で退職され、雇用保険がない方	①失業状態を証明する書類 ②生活費の出所を証明する書類 ③「収入に関する事情書」（別添の <b>様式B</b> ） ※作成者の署名・作成年月日必要	
生活保護	生活保護を受けている方	保護決定通知書 もしくは 保護決定通知書など金額記載のもの	-
無職・無収入の場合	専業主婦や無職の方	「収入に関する事情書」（別添の <b>様式B</b> ）	-
父母ともに無職・無収入の場合	収入が無く、預貯金を切り崩して生活している方	①生活費の出し入れに使用している預貯金通帳（口座名義人と直近3ヵ月分程度の記帳部分のわかるもの） ②「収入に関する事情書」（別添の <b>様式B</b> ）	-

※下表に該当する所得がある場合は、別途証明書類が必要です。

収入区分	対象	提出書類
養育費	親戚等から援助を受けている方	年間金額が分かるもの ※作成者の署名・作成年月日必須 ※口座振込の場合は、通帳でも可（口座名義人と金額記載のページそれぞれでアップロード要）
公的手当	児童手当を受給中の方	申込時点での手当の金額がわかるもの （例：通知書・額改定通知書） ※提出が難しい場合は通帳でも可（口座名義人と金額記載のページそれぞれでアップロード要）
	児童扶養手当を受給中の方	申込時点での手当の金額がわかるもの （例：児童扶養手当受給証明書・児童扶養手当証書） ※提出が難しい場合は通帳でも可（口座名義人と金額記載のページそれぞれでアップロード要）
	特別児童扶養手当を受給中の方	申込時点での手当の金額がわかるもの （例：特別児童扶養手当受給証明書・認定通知書） ※提出が難しい場合は通帳でも可（口座名義人と金額記載のページそれぞれでアップロード要）

## ⑥その他の証明書（該当者のみ）

家計が下表の事由に該当する場合は、所得から控除されるため指定の証明書を提出してください。

※提出がない、もしくは書類に不備がある場合は、控除対象になりません。

事由	対象	提出書類	受付不可書類
ひとり親である	18歳未満の扶養している子がいる場合 もしくは 2026年4月時点で扶養している子の大学進学により児童扶養手当受給資格を喪失した場合	児童扶養手当証書 ※有効期限内もしくは2026年3月末日が有効期限までのもの	-
	18歳未満の扶養している子がいない場合 もしくは 児童扶養手当証書を提出できない場合	戸籍謄本（全部事項証明※マイナンバーの記載なし） ※親子の戸籍が記載されているもの（事情により提出ができない場合は事前に学生支援センターまでご相談ください。） ※発行日が申請日より3ヵ月以内のもの	-

事由	対象	提出書類	受付不可書類
本人を除いて、世帯の中に就学者がいる	小学生・中学生	資格確認書、資格情報※マイナポータルの生年月日・被保険者氏名又は世帯主氏名が記載されているページ もしくは 住民票（全世帯分※マイナンバーの記載なし） ※発行日が申請日より3カ月以内のもの	・健康保険証 ・マイナンバーカード
	高校生・専門学校生・短大生・大学生・大学院生	学生証、生徒手帳もしくは在学証明書等 ※学校名・氏名・有効期限が記載されているもの ※浪人生等、修学していない方は控除対象外	・健康保険証 ・マイナンバーカード ・資格確認書 ・資格情報 ・住民票
世帯の中に障がい者がいる	申請者本人も含む	手帳等 ※氏名・等級がわかるもの	—
下宿（ひとり暮らし）している	賃貸借契約書 ※以下5項目が確認できるもの 〔①契約期間、②借主および貸主、③入居者、④家賃（賃料）、⑤物件の所在地〕 ※寮等でひとり暮らしをしている場合や賃貸借契約書が提出できない場合は、事前に学生支援センターまでご相談ください。		・重要事項説明書 ・在住証明書 ・保証会社との契約書